

平成12年6月22日(木曜日)第2回定例会

出席議員(24名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	井上勝・	議員
21番	那須稔	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	佐藤清	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	松村眞一郎	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安達勝雄	土木課長	片桐久志	都市計画課長
安彦守	下水道課長	佐藤毅	農林課長
那須義行	商工観光課長	鹿間康	地域振興課長
芳賀友幸	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	布施崇一	病院事務長
保科弘治	教育長	石川忠則	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員長
安孫子正美	監査委員	松田英彰	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	柴崎良子	調査主査

議事日程第5号

第2回定例会

平成12年6月22日(木)

午前10時25分開議

再開

- | | | | | |
|-----|----|-----------------|-----|--|
| 日程第 | 1 | 議第 | 62号 | 平成12年度寒河江市一般会計補正予算(第2号) |
| " | 2 | 議第 | 63号 | 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について |
| " | 3 | 議第 | 64号 | 寒河江市低開発地域工業開発地区固定資産税課税免除条例の一部改正について |
| " | 4 | 議第 | 65号 | 寒河江市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部改正について |
| " | 5 | 議第 | 66号 | 寒河江市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について |
| " | 6 | 議第 | 67号 | 寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定について |
| " | 7 | 議第 | 68号 | 市道路線の廃止について |
| " | 8 | 議第 | 69号 | 市道路線の認定について |
| " | 9 | 請願第 | 4号 | 酒類販売の社会的規制等を求める意見書提出に関する請願 |
| " | 10 | 請願第 | 5号 | 深刻な雇用・失業情勢に対応した労働行政の充実・強化をはかる旨の意見書提出を求める請願 |
| " | 11 | 請願第 | 6号 | 30人学級、学級担任外教員配置基準改善の実現についての意見書提出を求める請願 |
| " | 12 | 請願第 | 7号 | 雇用・失業対策の強化を求める意見書提出に関する請願 |
| " | 13 | 請願第 | 8号 | 建設省山形工事事務所・出張所の執行体制拡充等を求める請願 |
| " | 14 | 陳情第 | 1号 | 白岩バイパス取付け農道の市道編入と舗装整備について |
| " | 15 | 委員会審査の経過並びに結果報告 | | |
| | | (1) 総務委員長報告 | | |
| | | (2) 文教経済委員長報告 | | |
| | | (3) 建設委員長報告 | | |
| | | (4) 予算特別委員長報告 | | |
| " | 16 | 質疑、討論、採決 | | |
| " | 17 | 議会案第 | 4号 | 酒類販売の社会的規制等を求める意見書の提出について |
| " | 18 | 議会案第 | 5号 | 深刻な雇用・失業情勢に対応した労働行政の充実・強化をはかる旨の意見書の提出について |
| " | 19 | 議会案第 | 6号 | 30人学級、学級担任外教員配置基準改善の実現についての意見書の提出について |
| " | 20 | 議会案第 | 7号 | 雇用・失業対策の強化を求める意見書の提出について |
| " | 21 | 議会案第 | 8号 | 建設省山形工事事務所・出張所の執行体制の堅持等を求める意見書の提出について |
| " | 22 | 議会案第 | 9号 | 農業者年金制度改正に関する意見書の提出について |

- ” 2 3 議案第 1 0 号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出について
- ” 2 4 議案説明
- ” 2 5 委員会付託
- ” 2 6 質疑、討論、採決
- 閉 会

平成12年6月第2回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再　　開　　午前10時25分

佐竹敬一議長　おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

発言の取り消し及び訂正

佐竹敬一議長 17番川越孝男議員より、6月16日本会議での一般質問中、その発言の取り消し及び訂正の申し出がありますので、発言を許します。17番川越孝男議員。

〔川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 おはようございます。

6月16日の一般質問の中で適切を欠く表現や、市長並びに当局に対し大変失礼になった部分があり、さらに議会に対しても御迷惑をおかけいたしました。深くおわびいたします。

発言の一部について次のとおり訂正と取り消しをお願いいたします。

「うそのこと」を「間違ったこと」に、「うそです」を「間違いだと思えます」に、「三宅」の2カ所を「中国パール」に訂正してくださるようお願い申し上げます。

また、議長に発言取り消し申し出を提出しておりますので、あわせて御承認くださるようよろしくお願いを申し上げます。

佐竹敬一議長 お諮りいたします。

川越議員から、6月16日の本会議における一般質問の発言について、会議規則第64条の規定により、その一部を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、川越議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

佐竹敬一議長 本日の会議運営につきましては、6月7日及び本日22日開催されました議会運営委員会において審議されております。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第1、議第62号から日程第14、陳情第1号までの14案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第15、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

佐竹敬一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。12番渡辺総務委員長。

〔渡辺成也総務委員長 登壇〕

渡辺成也総務委員長 総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月20日午前9時30分から市議会第2会議室において委員6名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第63号、議第64号、議第65号、議第66号、議第67号、請願第8号の6案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第63号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第64号寒河江市低開発地域工業開発地区固定資産税課税免除条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第65号寒河江市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第66号寒河江市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より審査申出人と市長を除く理由についての問いがあり、当局より例外である口頭審理の段階で申出人と市長に口述書の提出を認めることは、口頭審理の意義を失わせることになるため除くことにしたものであるとの答弁がありました。

議第66号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第67号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より、ライオンズクラブ、ロータリークラブを公共的団体と解釈する根拠は何か。また、公共的団体は無償となっているが、市報には民間非営利団体は無料となっている。その表現の整合性についての問いがあり、当局より公共的団体とは公共的活動を行うもの。ライオンズクラブ、ロータリークラブは公共的団体である。よって、無償である。条例上、公共的団体、民間非営利団体には必ず無償にしなければならないとはなっていないが、市報に無償で貸付するという形で募集している。民間非営利団体はボランティア団体が主である。公共的活動団体でもあるとの答弁がありました。委員よりまごころサービスさくらんぼは非営利団体に所属するのではないかと。なぜ有料なのか。格差をつける理由はとの問いがあり、当局よりまごころサービスさくらんぼはNPO特定非営利活動の法人となっておりますが、主な活動の中に有償の福祉訪問介護を行っておりますので、低額ではありますが有料といたしましたとの答弁がありました。委員より、今後、民間非営利団体から申し込みがあった場合、同様の扱いをするのかとの問いがあり、当局より無償扱いとし

ます。電気料は徴収しますとの答弁がありました。委員より、ライオンズクラブは市内各地でいろいろ奉仕活動や寄贈をやっているのに、無償貸付は妥当な線だと思ふとの意見も出されました。委員より、第4条(使用の許可)の条文中、第1項のただし書きはどのようなことかとの問いがあり、当局より、3階の一部と4階ですが、この場所はだれでもが自由に使用される施設であります。その限りでは許可が必要ではありませんが、その場所を占有して使用する場合のみ使用の許可が必要となるものでありますとの答弁がありました。委員より、冷暖房料徴収について示されている期間のみ徴収すると理解してよいかとの問いがあり、当局より、そのとおりですとの答弁がありました。委員より、民間非営利団体に事務所を貸すことにしているが、何が根拠になるのかとの問いがあり、当局より、民間非営利団体に貸している財産は普通財産であります。普通財産の貸付は地方自治法第238条の5の規定により貸し付けすることができることになっておりますとの答弁がありました。

議第67号については、ほかに質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第8号建設省山形工事事務所・出張所の執行体制拡充等を求める請願を議題とし、事務局長による請願文書朗読の後、請願書紹介議員の補足説明を受け質疑に入りました。

委員より、民間の厳しい現今の中で公的な機関だけ執行体制の拡充を求めるのはいささか疑問だが、大筋認めたい。意見書を提出するに当たっては拡充という表現を現状維持に変えてはどうかとの提案があり、全員一致しました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上をもって、総務委員会における審査の経過と結果についての御報告を終わります。

文教経済委員長報告

佐竹敬一議長 次に、文教経済委員長の報告を求めます。11番高橋文教経済委員長。

〔高橋勝文文教経済委員長 登壇〕

高橋勝文文教経済委員長 おはようございます。

文教経済委員会における審査の経過と結果について報告申し上げます。

本委員会は、6月20日午前9時30分から市議会第4会議室において委員6名全員出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、請願第4号、請願第5号、請願第6号、請願第7号の4案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、請願第4号酒類販売の社会的規制等を求める意見書提出に関する請願を議題とし、担当書記の請願文書朗読の後、質疑意見等に入りました。

委員より、酒販組合等では自動販売機等の閉鎖などの自主規制を始めており、酒類販売の社会的規制をするという請願の趣旨には賛成であり採択すべきであるとの意見がありました。

ほかに質疑意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第4号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第5号深刻な雇用・失業情勢に対応した労働行政の充実・強化をはかる旨の意見書提出を求める請願を議題とし、請願文書朗読の後、質疑意見等に入りました。

委員より、願意は妥当であり、採択すべきとの意見がありました。

ほかに質疑意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第5号は、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第6号30人学級、学級担任外教員配置基準改善の実現についての意見書提出を求める請願を議題とし、請願文書朗読の後、質疑意見等に入りました。

委員より、本市の現状について当局よりお聞きしたいとの問いがあり、一たん休憩し、教育委員会の出席を求め会議を再開しました。当局より、本市の現状は小学校では31人以上の学級は40学級、中学校では43学級あり、占める割合は小学校は38%、中学校はほとんどで93%となっております。小学校は小規模校もあるのでこのような割合となっております。30人学級となった場合、小学校では19学級、中学校は12学級ふえることとなりますとの答弁がありました。委員より、去年の3月、国に対して意見書提出をしているが、今度は地方分権一括法を受けて県に対しても提出してほしいということでの請願なので、採択をしていくべきであるとの意見がありました。

ほかに質疑意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第6号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第7号雇用・失業対策の強化を求める意見書提出に関する請願を議題として、請願文書朗読の後、質疑意見等に入りました。

委員より、新たに雇用を創出するために緊急地域雇用特別交付金を増額し、広く活用できるよう求める内容もあり、採択すべきであるとの意見がありました。

ほかに御報告するほどの質疑意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第7号は、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上をもって、文教経済委員会における審査の経過と結果についての御報告を終わります。

建設委員長報告

佐竹敬一議長 次に、建設委員長の報告を求めます。19番松田建設委員長。

〔松田伸一建設委員長 登壇〕

松田伸一建設委員長 建設委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月20日午前9時30分から2階会議室において委員6名全員出席、当局より関係課長が出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第68号、議第69号、陳情第1号の3案件であります。

一たん休憩し、市道路線の廃止、認定及び陳情に係る現地調査を行った後、会議を再開し順次審査に入りました。

審査の内容を申し上げます。

最初に、議第68号市道路線の廃止及び議第69号市道路線の認定については、関連があるため一括議題とし、当局の説明を受け、それぞれ質疑に入りました。

議第68号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第69号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第1号白岩バイパス取りつけ農道の市道編入と舗装整備についてを議題とし、担当書記より陳情書を朗読の後、質疑に入りました。

陳情第1号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第1号は、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、建設委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。9番伊藤予算特別委員長。

〔伊藤忠男予算特別委員長 登壇〕

伊藤忠男予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、6月12日午前10時40分から、本議場において委員23名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第62号平成12年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）であります。

議第62号を議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

一つ、市役所駐車場の通路用地に関し、場所はどこか、賃借する考え方について。一つ、通路用地をなぜ取得しないのか、いつごろ取得するのか。一つ、通路用地とアクセス道路との今後の計画関連性について。一つ、今後の各種事業、道路用地等の取得に同じ手法をやっていくつもりなのか。一つ、林業振興協議会を補完するものをどう考えているのか。一つ、チェリーランドさがえの借入残高、毎月の返済額、17年度の見込み残高について。一つ、地総債の借入額、借入年月日について。一つ、第三セクターからの返済額残額について。一つ、市が銀行に返済した年月日と金額について。一つ、第三セクターの債務保証に関し負担の危険度合いが高まることについて。一つ、サービスエリアのガソリンスタンドの部分の賃借関係について。一つ、経営の危険度を前向きに考えなければならないとはどういうことか。危険度は高くなるのか低くなるのか。一つ、債務保証を今後も行っていくのか。一つ、サービスエリアの売店とガソリンスタンドの利用人数と内容について。一つ、チェリーランドさがえの利益率の落ち込みの打開策について。一つ、チェリーランドの全体的な見通しについて。

以上の質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日22日午前9時30分から、本議場において委員23名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第62号について各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第62号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

佐竹敬一議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時05分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま予算特別委員長から報告の訂正の申し出がありますので、それを許します。予算特別委員長。

〔伊藤忠男予算特別委員長 登壇〕

伊藤忠男予算特別委員長 私の方から訂正方をお願いします。

先ほど申し上げた第三セクターの債務保証に関し負担の危険度合いが高まることについて委員からあったわけですが、当局の提案指定するものが損失補償ということでございますので、その「債務保証」を「損失補償」というふうに御訂正方をひとつお願いしたいと思います。

もう1件、債務保証を今後も行っていくのかという質問もありました。同じ意味の理解に基づいて、あくまでも損失補償ということですので、「債務保証」を「損失補償」というふうに御訂正方をお願い申し上げます。大変失礼いたしました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第16、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第62号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第62号は原案のとおり可決されました。

議第63号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

議第64号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

議第65号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第65号は原案のとおり可決されました。

議第66号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

議第67号について委員長報告に対する質疑はありませんか。18番内藤 明議員。

内藤 明議員 唐突でありますけれども、ちょっと疑問な点がありますので総務委員長にお尋ねしますが、端的にお尋ねいたします。パオビルは行政財産なのか、普通財産なのか、ちょっと報告を聞いておりましていまいわからない点がありましたのでお尋ねをしたいと思います。

佐竹敬一議長 総務委員長。

渡辺成也総務委員長 そういう質疑はありませんでした。よって、私からは答えません。

佐竹敬一議長 そういう質疑はなかったそうです。伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 今、委員長からそういう質疑がなかったという答弁があったわけですがけれども。

佐竹敬一議長 伊藤 諭議員に申し上げますけれども、所管の委員でありますので。

伊藤 諭議員 質問ではありません。私はそういう質問をした記憶があるんですけども、なお委員長からその辺の精査をしていただきたいと思えます。

佐竹敬一議長 渡辺総務委員長。

渡辺成也総務委員長 パオビル自体は何かということではなくて、質疑の中で行政財産の部分と、それからそうでない部分、それについての説明はありました。しかし、内藤議員が言われたような形で討議はしておりません。

佐竹敬一議長 これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

議第68号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第68号は原案のとおり可決されました。

議第69号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第69号は原案のとおり可決されました。

請願第4号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第4号は採択することに決しました。

請願第5号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第5号は採択することに決しました。

請願第6号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第6号は採択することに決しました。

請願第7号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第7号は採択することに決しました。

請願第8号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第 8 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第 8 号は採択することに決しました。

陳情第 1 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより陳情第 1 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、陳情第 1 号は採択することに決しました。

議会案上程

佐竹敬一議長 日程第17、議会案第4号から日程第23、議会案第10号までの7案件を一括議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第24、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号から議案第10号までの7案件については、会議規則第37条第2項の規定により提案理由の説明を省略いたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第25、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第4号から議会案第10号までの7案件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第26、これより質疑、討論、採決に入ります。
議会議案第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略をいたします。

これより議会議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第4号は原案のとおり可決されました。

議会議案第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略をいたします。

これより議会議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第5号は原案のとおり可決されました。

議会議案第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略をいたします。

これより議会議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議会議案第6号は原案のとおり可決されました。

議会議案第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略をいたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略をいたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略をいたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略をいたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前11時20分

佐竹敬一議長 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。
これにて平成12年第2回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでございました。

寒河江市議会議長 佐 竹 敬 一

会議録署名議員 伊 藤 忠 男

同 上 佐 藤 暘 子